フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金　よくあるお問合せ（令和７年度用）

令和７年７月１５日現在

目次

１．申請に関すること 2
　申請要件 2
　申請方法 2
　記載方法 3
　提出書類 3
２．その他 6
　中止 6
　その他 6

フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金　よくあるお問合せ（令和７年度用）

令和７年７月１５日現在

１．申請に関すること

No	項目	質問	回答
1	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表として本奨励金を申請したことがあっても、申請できるのか。	申請できません。 例えば、Ａ社の代表者がａ氏とｂ氏で、ｂ氏がＢ社の代表でもある場合、Ａ社が本奨励金に申請できるのは、Ｂ社が本奨励金を申請したことがない場合に限ります。
2	申請要件	Ａ社とＢ社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。 質問のケースでは、Ａ社かＢ社かどちらかを選択し、申請してください。
3	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表でもある場合、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。 例えば、Ａ社の代表者がａ氏とｂ氏で、ｂ氏がＢ社の代表でもある場合は、Ａ社の代表者をａ氏、Ｂ社の代表者をｂ氏として申請することはできません。
4	申請要件	常時雇用する労働者（以下「常用労働者」という。）に役員は含まれるか。	役員は労働者に含めません。 ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。
5	申請要件	都内に勤務する常用労働者の女性のうち２人は、 ①雇用保険被保険者でなければならないのか。 ②雇用保険加入期間は６か月以上である必要があるか。 ③６か月以上継続して雇用している必要があるか。	①雇用保険被保険者（休業中を含む。）でなければなりません。 ②雇用保険加入期間は６か月以上である必要はありません。 ③６か月以上継続して雇用していなければなりません。
6	申請要件	相談窓口に配置する予定の従業員１人は、 ①雇用保険被保険者でなければならないのか。 ②雇用保険加入期間は６か月以上である必要があるか。 ③６か月以上継続して雇用している必要があるか。	①雇用保険被保険者（休業中を含まない。）でなければなりません。 ②雇用保険加入期間は６か月以上である必要はありません。 ③６か月以上継続して雇用している必要はありません。 ただし、No5 に記載の常用労働者の女性を相談窓口に配置する従業員とした場合は、６か月以上継続して雇用している必要がありますのでご注意ください。 なお、上記①～③以外にも要件がありますので、募集要項の取組事項３の内容(2)をご確認ください。
7	申請方法	Ｊグランツで電子申請したいが、どのようにしたらよいか。	Ｊグランツを利用するには、法人共通認証基盤「ＧビズＩＤ」のアカウント（ｇＢｉｚＩＤプライム）の取得が必要です。デジタル庁のＧビズＩＤ運用センターによる審査があり、アカウントの取得に時間がかかるため、早めのＩＤ取得をお勧めします。詳細はＪグランツ(https://www.jgrants-portal.go.jp/)の「事業者クイックマニュアル」及び募集要項〈電子申請用〉をご確認ください。

No	項目	質問	回答
8	申請方法	書類の作成が難しそうなので、代理人に作成支援を委任することを考えているが、Ｊグランツで申請できるのか。	申請企業自身で書類の作成が難しい場合、代理人に作成支援を委任し、Ｊグランツ（電子申請）で申請することができます。 電子申請の際に代理人に委任する場合、ＧビズIDで代理申請における委任・受任の設定を行ってください。ＧビズID で設定を行っていない場合、代理申請は認めません（代理人への委任はできません）。詳細はＪグランツ(https://www.jgrants-portal.go.jp/)の「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。 ＧビズID上で委任した場合であっても、東京都への書類の提出は、代理人ではなく申請企業自身が行うため、東京都は申請企業が作成した書類として審査を行います。東京都は、申請企業以外の方とやり取りをすることはありません。必ず、東京都からの連絡には、申請企業の担当者が応答してください。
9	申請方法	Ｊ グランツで申請しようとしたところ、「手続サクサクプロジェクト」への同意画面が表示された。「手続サクサクプロジェクト」とはなにか。	「手続サクサクプロジェクト」とは、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の交付手続き等の際、ご提供いただいた法人情報等について、東京都のデータ収集に同意いただくと、今後、東京都の他の補助金等の申請手続きの際にデータ入力を省略可能とする取組のことです。同意いただけない場合、その都度法人情報等をご提供いただきます。 なお、同意は強制ではありませんが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
10	申請方法	Ｊグランツのサイトで検索しても表示されない。なぜか。	当該奨励金の情報は限定公開のため、Ｊグランツのサイトで検索しても表示されません。申請可能企業確定の連絡メールに記載したＵＲＬにアクセスしてください。
11	記載方法	企業等の所在地の「丁目」「番地」などは略してよいか。	略さず、登記簿の本店欄のとおりに記載してください。
12	記載方法	「本申請に係る連絡先」は誰を記載したらよいか。	提出した書類の内容が分かる、申請企業の役員や従業員を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、委任を受けた代理人を連絡先とすることは認められません。
13	記載方法	個人事業主の場合、個人の住所地も記載しなければならないのか。	個人事業主の場合、住民票に記載された住所も併せて記載してください。（記入例記載のとおり）
14	記載方法	合同会社の代表社員が法人だった場合、代表者職・氏名はどのように記載すればよいか。	登記簿謄本のとおり、代表社員である法人の名称に加え、職務執行者の氏名を記載してください。
15	記載方法	各様式に捨印を押印する必要があるか。	可能であれば、押印が必要な各様式の欄外余白に捨印を押印してください。様式に記載された内容について軽微な修正が生じた場合に、ご担当者に連絡の上、ご了承いただいてから捨印修正させていただくことがあります。
16	提出書類(雇用保険)	都内に複数の事業所がある場合、雇用保険適用事業所設置届は何を提出したらよいか。	事業所ごとに手続きを行っている場合、都内事業所分を全て提出してください。いずれか一か所で一括して手続きを行っている場合は該当事業所分のみ提出してください。
17	提出書類(雇用保険)	相談窓口に配置する従業員は、都内に勤務する常用労働者の女性２人のうちの１人とする予定である。その場合、雇用保険は常用労働者の女性 ２ 人分の提出でよいか。	常用労働者の女性 ２ 人分を提出してください。なお、〔（様式）提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者について〕の「常用労働者３（相談窓口に配置する予定の従業員）」の欄は、相談窓口に配置予定の従業員を記載してください。相談窓口については、募集要項の取組事項３をご確認ください。

No	項目	質問	回答
18	提出書類 (雇用保険)	都外に本社があり、雇用保険の手続きを全て本社で一括して行っている場合（都内に雇用保険適用事業所がない場合）は申請できるのか。	次の(１)(２)のいずれかに該当する場合は申請可能です。 (１) 常用労働者がいる事業所が、雇用保険適用事業所非該当となっている場合、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え、都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書を提出してください。 (２) 常用労働者がいる事業所が、労働保険継続事業の被一括事業とされている場合、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え労働保険継続事業一括認可等通知書を提出してください。
19	提出書類 (労働契約書)	常用労働者の定義のうち、有期雇用労働者の場合、「雇入れ日から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とあるが、申請日時点で雇入れ日から１年を超えていない場合、労働契約書に更新予定ありと記載されていればよいのか。	「更新予定あり」としか記載がない場合、引き続き雇用される見込みがあるとはみなしません。 雇入れ日から１年を超える時点まで労働契約が結ばれていることが分かる労働契約書又は労働条件通知書の写しを提出してください。提出された書類により、「雇入れ日から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」か否かの判断を行います。
20	提出書類 (労働契約書)	労働契約書又は労働条件通知書について、労働契約を複数回更新している場合はいつの時点の労働条件が示されているものを提出すればよいか。	申請日時点で適用されている労働条件が示されているものを提出してください。 常用労働者の女性２人分については、申請日時点で都内に勤務する常用労働者が６か月以上継続して雇用されていることを確認します。６か月以上継続して雇用していることを確認するために複数枚の労働契約書又は労働条件通知書が必要な場合、それらを全て提出してください。 相談窓口に配置する従業員については、常用労働者の女性２人と別の従業員の場合、６か月以上の継続雇用の要件はありませんので、申請日時点の労働条件が示されているものを提出してください。
21	提出書類 (事業所一覧)	派遣労働者も労働者に含むのか。	派遣先企業の場合、派遣労働者は労働者に含まれません。自社で直接雇用する者を他社へ派遣している場合は労働者に含みます。
22	提出書類 (事業所一覧)	短期パート、アルバイトも労働者に含むのか。	含みます。 雇用期間、雇用形態を問いません。
23	提出書類 (事業所一覧)	経営者、役員も労働者数に含むのか。	経営者、役員は労働者数に含みません。ただし、兼務役員の手続きをしている方は労働者に含めてください。（No4 のとおり）
24	提出書類 (会社案内又は会社概要)	提出書類に「会社案内又は会社概要」とあるが、会社のパンフレットやホームページがない（作成していない）場合はどうすればよいか。	以下の内容が記載されたものを作成して提出してください。 (１) 企業等の名称 (２) 代表者名 (３) 所在地（登記上の本店所在地） (４) 事業所の名称及び所在地 (５) 事業内容が分かるもの
25	提出書類 （住民票記載事項証明書）	個人事業主の提出書類に「住民票記載事項証明書」とあるが、必要事項は何か。	代表者の住所、氏名、生年月日です。直近で転居している場合、転居前の情報が必要な場合があります。 代表ご本人の本籍、筆頭者、個人番号のほか、同一世帯者の情報は不要なので省略としてください。
26	提出書類 (印鑑登録証明書)	Ｊグランツでは、印鑑登録証明書の提出はいらないのか。	印鑑登録証明書の提出は不要です。

No	項目	質問	回答
27	提出書類(印鑑登録証明書)	個人事業主の場合でも、印鑑登録証明書は必ず提出しなければならないのか。	必ず提出してください。なお、申請及び実績報告時の書類には登録された印鑑を押印してください。
28	提出書類(都税の納税証明書)	個人事業主で、代表の居住地の区市町村と事業所のある所在地の区市町村が異なる（いずれも都内）場合、個人都民税の納税証明書はどのように提出すればよいか。	いずれも都内であれば、居住地と事業所地、それぞれの管轄区市町村で個人都民税の納税証明書を入手し、提出してください。 なお、非課税の場合、課税されていない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書の写し、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
29	提出書類(都税の納税証明書)	個人事業主で代表の居住地が都外の場合、個人都民税の居住地分の納税証明書は提出できないが、この場合はどうすればよいか。	都外に居住している場合、都内事業所地について個人都民税の支払いを確認しますので、都内事業所地の納税証明書を提出してください。なお、非課税の場合は課税されない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書の写し、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
30	提出書類(都税の納税証明書)	非課税証明書に替えて、滞納処分を受けたことのないことの証明でもよいか。	滞納処分を受けたことのない証明は、滞納（未納）がないという証明にはなりません。課税されない理由が分かる書類（確定申告書の写し、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
31	提出書類(都税の納税証明書)	特定非営利活動法人（NPO 法人）で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合、次の(１)(２)を提出してください。 (１)定款 (２)都民税（均等割）免除決定通知書の写し なお、収益事業を行っている場合、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。
32	提出書類(都税の納税証明書)	社会福祉法人／学校法人等で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合、次の(１)(２)を提出してください。 (１)定款又は寄附行為 (２)決算報告書の写し なお、収益事業を行っている場合、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。 法人都民税が非課税となっている場合、次のア、イを提出してください。 ア　法人都民税の課税･非課税の判定票 イ　確定申告書の写し
33	提出書類(委任状)	委任状を提出するのはどのような場合か。	申請企業に代わって社会保険労務士等が交付申請書類又は実績報告書類を郵送にて提出する場合、必ず委任状を提出してください。
34	提出書類	Ｊグランツでは、納税証明書などの公的証明書も PDF の添付でよいのか。	PDF を添付してください。なお、記載内容が不鮮明であり内容を確認できない場合は受理できません。提出前にご確認ください。

２．その他

No	項目	質問	回答
1	中止	交付決定後に奨励事業を中止した場合でも再度の申請はできるのか。	事業を中止した場合、再度の申請はできません。
2	中止	業務多忙となったため、事業実施期間内に実施が出来そうもないが、申請を撤回できるか。	奨励対象事業者要件を満たさなくなった場合は撤回は可能ですが、それ以外は撤回ではなく、事業の中止となります。 （募集要項　８変更・中止・撤回　参照） 質問のケースでは、事業中止となりますので、中止の手続きをお取りください。
3	中止	Ｊグランツで申請し、交付決定を受けたが、奨励事業を中止することとなった。どのようにしたらいいか。	書類提出先（はたらく女性スクエア（東京都労働相談情報センター青山事務所）フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金担当：03-6427-7518）へ連絡してください。
4	その他	交付申請の際に委任状を提出している。担当者が業務多忙により対応ができないので、提出書類に関する東京都からの問合せや追加書類提出については、委任した代理人と東京都でやり取りしてもらうことは可能か。	東京都が、申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。申請企業が代理人に委任できるのは、書類提出権限です。提出書類等の内容に関する東京都からの確認・問合せには、申請企業の担当者に対応していただきます。